

障がいのある学生の支援に関する基本理念及び支援方針

(基本理念)

本学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、本学に在籍する学生が、障がいの有無にかかわらず、建学の精神のもと、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に学び合う大学として、障がいのある学生の支援の実現に努める。

本学が支援の対象とする障がいのある学生とは、心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とする。

(支援方針)

本学は、基本理念及びその理念の下に策定する方針に従い、本人からの申請に基づき、障がいのある学生に対して合理的配慮に基づく支援を行う。合理的配慮とは、障がいのある学生が、他の学生と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために本学が行う必要かつ適当な変更及び調整であって、障がいのある学生に対し、その状況に応じて、本学において教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ、本学の体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担とならないものをいう。